

# 訓令

## 埼玉県訓令第三号

本 庁

地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された技能職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された技能職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）」に改める。

別表中婦人相談センターの項を削り、総合リハビリテーションセンターの項を次のように改める。

総合リハビリテーションセンター	看護補助の業務に従事する職員	1週間につき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間で平均して1週間について38時間45分	業務の実情に応じ所屬長が定める。	日曜日及び土曜日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分とし、その時は、業務の実情に応じ所屬長が定める。
-----------------	----------------	---	------------------	----------	---

### 附 則

- この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三

号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の技能職員の勤務時間等に関する規程（以下この項において「新規程」という。）第一条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。